

平成27年度
第1回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP公開用>

日時：平成27年9月3日（木）午後3時30分～

場所：明石市議会棟大会議室

平成27年度 第1回明石市都市計画審議会

日時：平成27年9月3日（木）午後 3時30分～

場所：明石市議会棟大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選出

3 議 題

(1) 協議事項

①生産緑地地区制度の導入について

(2) 報告事項

①第7回線引き見直し等について

②都市計画道路の見直しについて

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員（16名）

安 田 会 長

水 野 副会長

三 輪 委 員

西 海 委 員

嶋 本 委 員

尾 仲 委 員

国 出 委 員

坂 口 委 員

辻 本 委 員

中西委員
山本委員
森本委員

元川委員(代理)
中玉利委員

藤田委員
宮川委員

○出席幹事（5名）

宮脇幹事
北條幹事

梅木幹事
山本幹事

舟橋幹事

第1回明石市都市計画審議会

平成27年9月3日

午後3時30分～

明石市議会棟大会議室

(開会15時30分)

○(事務局) 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第1回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。なお、本市におきましては、現在エコスタイルを実施しており、ノーネクタイ等軽装に務めているところでございます。その点ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは審議に先立ちまして、資料の確認を行いたいと思います。お手元の資料をご確認ください。本日、お手元には委員名簿、配席図を配付しております。なお、次第、議事に関する資料、参考資料は事前にお届けしております。事前配付の資料も含めまして、過不足ございませんでしょうか。

初めに、年度がかわってから最初の審議会となりますので、委員及び幹事の変更などについてご報告させていただきます。委員名簿をご覧ください。

条例第2条第2項第1号委員は、神戸大学大学院の三輪委員が新たに加わりました。

同第2号委員は委員数が7名から5名となり、国出委員が新たに加わりました。

同第3号委員は加古川土木事務所長が伊藤委員に、明石警察署長が元川委員に変更となっています。

同第4号委員は、公募市民の丸谷委員がご辞退されました。

以上の変更などにより、委員総数は19名から17名となっております。

また、幹事におきましては政策部長の宮脇幹事、土木交通部長の舟橋幹事、都市整備部長の北條幹事がそれぞれ変更となっております。

それでは続きまして、本日の出席状況についてご報告を申し上げます。本日は、伊藤委員が都合によりご欠席と連絡を受けております。尾仲委員は少し遅れている様子です。委員総数17名のうち、現在15名の出席をいただいておりますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行は安田会長にお願いしたいと思います。

安田会長、よろしくお願ひいたします。

○会長 改めまして、こんにちは。非常に暑い夏でしたけれども、ようやく一段落したということですが、また雨で、それも断続的に予測しがたい雨でございまして、お運びいただきましてありがとうございます。

会議を始めたいと思いますが、お手元の会議次第にございますように、まず議事録署名人の選出をしたいと思ひます。この件につきましては、審議会運営要領によりまして、私のほうから指名させていただくことになっております。本日は辻本委員さん、それから藤田委員さん、お二人にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、この会議は審議会運営要領によりまして原則公開となっております。本日の会議におきまして、会議を公開することにより個人の情報の保護及び公正、又は円滑な議事運営が損なわれる恐れはないと認められますので、会議を公開としたいと思います。よろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声)

○会長 それでは、本審議会の公開といたします。傍聴者の方がおられましたら入場を認めますので、本日の傍聴者につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○（事務局） 本日の傍聴者は6名です。これより案内しますので、しばらくお待ちください。

（傍聴者入場）

○会長 それでは議題に入りたいと思います。

お手元の会議次第にございますように本日は、協議事項が1件、報告事項が2件ございます。

まず最初に協議事項、前回協議させていただいたところがございますが、引き続いての協議でございます。①生産緑地地区制度の導入について事務局から説明をお願いいたします。

○都市計画課 生産緑地地区制度の導入につきましては、当審議会において、平成25年10月と平成26年2月に制度導入に向けた検討を進めている旨を報告をさせていただきました。そして平成27年2月には、要綱（案）に対するパブリックコメントの結果を報告させていただきました。農業者等へのさらなる協議説明が必要とのことで、その後協議を重ね、早期の制度導入に向けて鋭意説明に務めてまいりました。そして早期に制度導入を図るため、改めての説明とはなりますが、現在までの取り組み経緯、要綱（案）の指定要件、今後の予定などについてご説明させていただきます。

①生産緑地地区制度の導入についての資料をご覧ください。

1から2ページは、現在までの取り組み経緯や要綱（案）の概要、今後の予定などをまとめております。3から4ページは要綱（案）の内容、5から6ページは、要綱（案）の解説資料、7から9ページは生産緑地地区制度の概要です。最後の10ページは、生産緑地地区を指定しない区域の参考図です。

説明は、前面のスクリーンにより行いますので、お手元の資料については、適宜ご参照ください。

それでは制度の概要をご説明させていただきます。生産緑地地区とは、都市計画法

第8条に基づく地域地区の一つで、風致地区や緑地保全地域と同様の都市緑地を保全する施策の一つです。生産緑地地区制度は、市街化区域内農地の緑地機能に着目し、計画的に保全することにより、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度です。農地を含む市街化区域内の土地は、計画的に市街化を図るべき区域で、原則的には全城市街化することを目的としております。しかし、一方では都市における農地が有する多面的な機能が注目され、緑と調和した良好な環境を保全していくことも求められております。そのため、良好な生活環境の確保などに役立つ農地を保全することを目的に、一定の要件に適合する農地を対象に、都市計画の制度として生産緑地地区制度を導入しようとするものです。

三大都市圏の特定市である神戸市や尼崎市などでは、制度改正に伴って市街化区域内農地の宅地並み課税を受け入れ、宅地への転用などを可能とするか、それとも生産緑地地区の指定を受けて、長期営農するかの選択が求められたことから、平成4年より導入しております。三大都市圏の特定市以外の市では、生産緑地地区制度の導入はほとんどされておらず県内では初めての取り組みとなります。

次に、生産緑地地区に指定された場合ですが、

①農地として良好に営農し、管理することが義務となり、30年間は営農を継続することになります。

②原則として、建物の建築や宅地造成などはできなくなります。

③地区内に標識が設置されます。

④固定資産税などが市街化調整区域農地と同程度に軽減される税制上の優遇措置があります。

続いて、現在までの取り組み経緯です。平成22年度には、JAあかし、JA兵庫南から都市農業振興のための嘆願書の提出があり、「都市農業振興の予算措置」と「固定資産税等の減額等」の要望とともに、「生産緑地地区制度の導入」の要望を受け、明石市都市計画マスタープランの改定に合わせて、制度導入を検討する旨を位置

づけ、都市計画の制度としての検討を開始しました。平成24年度から25年度にかけて指定要件などを検討し、適宜取り組み状況を当審議会に報告しているところでございます。

平成26年度の第3回都市計画審議会では、要綱（案）のパブリックコメントの結果として、44名から110件の意見などの提出があったことを報告するとともに、引き続き、農業者等との協議を継続することとし、経過報告として取り扱う旨を当審議会にご報告させていただきました。その後、農業関係団体などと協議を重ね、早期に制度導入を図るべく協議説明を行ってきたところでございます。

次に、要綱（案）の概要、指定の要件をご説明させていただきます。生産緑地法は、平成4年に税制改正に伴って制度導入されましたが、その後運用される中で、都市計画の視点を踏まえる必要があるとの考えのもと、本市においても都市計画の視点を踏まえた上で、生産緑地法の規定に従って指定の要件を設定しております。

生産緑地法第3条第1項第1号前半には、①公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全など良好な生活環境に相当の効用があること。

それと同号後半には、②公共施設などの敷地の用に供する土地として適していることと規定されています。

さらに、③-1、1、000平方メートル以上の区域であることを要件としております。生産緑地法には、500平方メートル以上の区域とあり、各市によって面積設定を行うことができることとなっております。本市におきましては、長期的な営農継続の確保に一定規模以上の面積が必要であること、また先ほどの「公共施設などの敷地に供する土地として適していること」などの要件を踏まえ、都市計画法で定める都市緑地の面積が、国の基準では1カ所当たり1,000平方メートル以上であること、また明石市都市公園条例施行規則では、街区公園の標準規模を1,000平方メートルとしていることなどから、都市緑地や街区公園として評価するために必要な規模と考えています。

また、所有者が同一という要件につきましては、所有者が複数の場合、そのうち1人が営農を続けることができなくなるときには道連れ解除となり、長期営農の維持という生産緑地地区制度の趣旨にそぐわないことから設けています。なお、複数の農地でも、所有者が同一、かつ幅員6メートル以下の道路や水路が介在している場合は、一団の農地とみなしております。

③-2、原則として幅員4メートル以上の公道に接していること。現道が4メートル未満の場合でも、将来的に4メートル以上の幅員が確保される場合も含んでおります。公共施設などの敷地に供する土地に適し、ほかの農業者への斡旋を含め、長期的な営農継続の確保や将来的な建築行為を可能とするためのものがございます。

④用排水その他の状況を勘案して、農業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであることの以上です。

次に、指定しない区域です。都市計画上の土地利用の観点から、宅地化などを促進する区域として、生産緑地地区を指定しない区域を定めております。

例えば、①の用途地域が定められている区域は、商業系や工業系など、それぞれの土地利用の増進を図るために、指定しない区域とするものがございます。

⑥の土地区画整理事業などの施行区域は、土地区画整理事業の目的が宅地の利用増進などを目的としているため、指定しない区域とするものがございます。

これらの指定しない区域を地図に示しています。黄色で着色しているところが、生産緑地地区の指定ができる区域となります。こちらは、市東部の参考図です。こちらは、市西部です。

最後に、今後の予定です。本日の当審議会でのご意見を踏まえ、速やかに要綱の制定を行います。そしてJAを初めとして制度周知を図り、平成28年春ごろに指定希望の申請を受け付けます。その後、県との協議や案の縦覧、当審議会にお諮りするなど都市計画手続を行い、平成28年の秋ごろに都市計画決定告示を行う予定です。なお、指定希望の募集は毎年実施する予定でございます。

以上で、生産緑地地区制度の導入についての説明を終わらせていただきます。

○会長　　ただいまの説明についてご質問、あるいはご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

はい、どうぞ。

○委員　　ほとんどの委員が改めて留任ということでこの審議会に出席されているので、この件についていきさつ、状況というのは十分に把握いただいているかと思えます。昨年度は2月に審議会がありまして、この生産緑地地区制度の導入に関していろんな話が出て最終的にはまとまらなかったというような感じで終わったかなどの認識ではあるんですけども、とりあえず、まず事務局のほうからお答えいただきたいんですけれども昨年度2月に、経過報告として取り扱う旨を報告ということで、「継続して農業者との協議を行います。」と資料1ページに書いてあり、それで実際に6月から8月まで農業関係団体等との協議ということに記載していただいているんですけど、その辺の内容的な経過はどうだったんでしょうか。議事録もないので、説明いただければ、お願いしたいと思えます。

○会長　　事務局どうぞ。

○都市計画課　　今年の2月に説明させていただいて、やっぱり農業者等の理解がまだ不足しているんじゃないかというところがございました。特にJAを中心に6月から8月にかけて説明をさせていただいたということでございます。そのほかにも庁内、産業振興部などとも協議をさせていただいて、我々としては何とか早期に都市計画としての生産緑地地区制度の導入を図っていきたいということでご説明をさせていただきました。

以上でございます。

○会長　　はい、どうぞ。

○委員　　それで説明した中で農業者のほうはどうだったんですか。ご理解いただいたとのことでよろしいでしょうか。

○都市計画課　　さまざまなお意見があった中で、やはり市として早期導入させていただきたいということのご説明はさせていただいたと理解しております。

○会長　　はい。

○委員　　一方的に説明はさせていただきましたということなんですけど、理解はいただいて、合意というわけにはいかない部分もあろうかと思います。理解はさせていただいたということによろしいですか。それをはっきり言うてください。

○会長　　はい。

○都市計画課　　明石市として、早期に導入していくことにつきまして、JAにはそれぞれ意見もございまして、我々としては早期導入を図っていきたいということでご説明させていただいたということでございます。

○会長　　はい、どうぞ。

○委員　　話は平行線であったということによろしいでしょうか。どちらですか。

○都市計画課　　要件につきましてはやはりいろいろな要望がございました。ただ、早期導入を図っていくということにつきましてはご了解いただいたと思っております。

○会長　　はい、どうぞ。

○委員　　私、なぜこの辺の話にこだわるかといいますと、前回も出ておられた方もたくさんおられるのでご承知かと思うんですけども、非常に今回の生産緑地地区制度の導入に関して、3カ所で説明会をやり、その場で意見も聞き、そしてまた具体的な導入についてはパブリックコメントで意見も求めたというような手順を踏んでいった中で、指定要件の緩和を求める声が多かったと思うんですね。改めて説明するまでもないと思うんですけど、110件のパブリックコメントでの意見の中で何とかもうちょっと要件を緩和してほしいと。また、説明会の中でも当日の席上、そういった要望がたくさん出ていたというような、私も1カ所ほどは参加させていただいて、そういう認識でおるんです。そういった多くの要望をいただきながら、あくまでも都市整備の観点ということでしょうけど、一方的に農業者側に理解を押しつけるような進め

方という、非常に違和感を持っているんですね。やはり、そういった要望とかについては真摯に受けとめて、何らの対応を図るべきものについては、真摯に対応すべきという考えを持っておりまして、一方的にみずから決めたものを押しつけるような形で農業者の意見を聞かないというようなことでは、営農を希望される方に喜ばれる制度なのかなというような疑問を感じせざるを得ないわけなんですよ。そういったことで、ちょっと今の言い方ですと、やっぱり説明はしましたけども同意には至らなかったというようなニュアンスが伺えるんです。この点、もう一度審議会の委員として少しでも農業者の希望に添った対応というものに応ずる姿勢はあるのか、ないのか。全くないのか、そういった形で話をしてもらったらと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 先ほども説明させていただきましたように、生産緑地地区制度は都市計画で農地を緑地や公園などの都市施設とみなし市街化区域内で長期的に計画的に活用、保全するための制度でございます。先ほどもご指摘いただきましたパブリックコメントの中で多くの農業者さんからいろいろな要望も受けておりますが、今回、この生産緑地地区の制度というのはあくまでも都市計画の中での制度ということで、本来、都市計画というのは都市を骨格づける大きな計画のものでございます。そうした中で、生産緑地地区ということ指定する上でやっぱり多くの農業者さんから出ている要望につきましては、営農を継続したいという限りにおいて、継続できるような仕組みづくりという農業支援に基づく内容であるというふうに理解しております。そのため、今回ご要望いただきました要件の緩和ということについてなんですけども、生産緑地地区というのはあくまでも都市計画に基づくものということで、我々としては必ずしもご期待にこたえるようなことができなかったということでございます。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○会長 はい。

○委員 今回の生産緑地地区制度、これはあくまで都市整備の観点ということで

説明いただいて、第8条に基づくものということで都市計画の一部を採用したということでございますけれども、もともと市街化区域というものは良好な市街地を形成する地域ということで、農地は入ってないんですよね。それを、少子高齢化とか低経済成長とかいうことで、社会経済情勢の配慮も踏まえて現在の農地の有益性も認めた中で、都市整備の観点で認めていこうということ、一旦30年営農していただく前提ということですから、30年間市街化を推進するのを立ちどまって様子を見てみましょうね、農地は守りましょうねと、営農を支援していきましょうねということだと思いますよね。それで、少なくとも国並みの要件緩和をお願いしたいという生産者の気持ちというのはやはり真摯に受けとめて対応すべきだと思います。市街化区域であるという方針で農地の有益性も認めた中で残すという条件変更になったわけですから、一旦立ちどまったわけですから、そこは農地の有益性というものを最優先に考えて、できる限り多くの方々に国並みの要件緩和を適用して、営農するのも大変だと思いますけども30年間、やっていただく方々についてはそのような恩恵も与えるような形で対応していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○会長 はい。

○都市計画課 先ほどから再三、ご説明させていただいておりますけれども、生産緑地地区というのは都市計画の中の制度の一つでございます。それで、本来市街化区域内につきましては、ご説明させていただいたとおり、本来なら10年以内に優先的に市街化を図るべき区域ということでございます。農地も含めての話でございます。したがって、本来なら市街化を図るべき区域でありますけれども、農地の持つ多面的な機能に着目して、特に計画的に保全することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画でございます。当然おっしゃられるようにこの制度導入によりまして、農業支援という側面があることは確かでございますが、この都市計画におけます生産緑地地区ということだけで、全ての農業支援を図っていくということにはやはりなじまないものと考えております。今回言われていますよう

に、500平方メートルとかそういうことも法律の中であるんですけども、その前に先ほども申しあげましたように公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全など良好な生活環境に相当な効用があること、かつ公共施設などの敷地の用に供する土地として適しているという、その法的な規定もございます。そういうことから考えましても今回の指定要件につきましては、我々としては生産緑地地区制度導入の要件としては適正なものと考えております。以上でございます。

○会長　委員のご発言は前回も十分お聞きしたところでございます。ほかの委員からもご発言が前回もございましたけれども、そのときにやはり共通しておりましたのは農業政策といいますか、農業の振興という視点での都市農地、あるいは都市農業をどう振興するのかということがご発言の背景にあったかというふうに承知しております。事務局のほうで重ねて発言がありますけれども、我々都市計画審議会はあくまで都市計画法に則る、いわゆる緑地地区制度の一環として、この生産緑地を扱って、もっと端的に言えば、農地単体としての評価、あるいは存続ということを議論しているというのではなく、生活環境の確保であるとか、あるいは公共広域的活用に資するかということ在全市民的な視点から考え、明石市の立地条件等も考えて、適切かどうかということが問われているというふうに審議会としては思っております。ご発言を否定するわけでは全くありませんが、そういうふうな中であらうと思います。

その点に関連して1点、私のほうから、皆さんよくご承知かと思いますが、実は2月の審議会のときにはまだ国のほうでも議論の途中であったわけではありますが、本年4月に議員立法で農業施策のほうから出されたものでございます農水産省の所管になりますが、議員立法で全会一致でできたというふうに聞いておりますが、都市農業振興基本法が成立したところでございます。都市農業の振興に関する取り組みというのがその中に国のほうでは、都市農業振興基本計画を今後策定し、場合によってはそれぞれの地方公共団体においても、基本計画の策定ということがこれは義務づけではありませんが、うたわれているところであります。前回以降、今も委員のほうからいろ

いろいろ心配、あるいはご指摘いただいている部分については、かなりの部分というのはこの新しくできた法律のほうに期待されている部分ではないかと思えます。これはあくまで個人的でありますけれども。

前日も私最後に申し上げたかと思えますけれども、都市計画法の中で非常にこの生産緑地地区制度というのは他の制度とかなり違った側面を持っているものであります。その点について、非常にそういう意味では議論が難しいということもございましてけれども、法改正に伴って登場したものでございしますが、この審議会としての議論、審議会の外からの議論というものも当然あろうかと思えますけれども、農業者の方々の利益・不利益ということはもちろん念頭にございしますが、同時に農業従事者以外の市民の方々の視点ということも十分配慮した上で、この審議会としての考えをまとめ、これは議案として出ておりませんので意見として議論すべきであろうと思えます。多少、差し出がましいことを会長の立場から申し上げましたが、一言申し上げておきます。

都市農業振興基本法について、簡単にその要旨について説明ができれば事務局にお願いしておきたいと思えます。

○都市計画課 都市農業振興基本法は平成27年4月22日に施行されております。

その中で、人口の減少や高齢化が進む中、これまでの宅地開発の予定地として見られてきた都市農地に対する開発圧力が低下しているという状況の中で、防災の観点から都市農地を保全すべきとの声が上がリ、この基本法が制定されております。この基本法では、まず都市農地の多面的な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全、それと良好な市街地形成における農との共存を図るべき、また、国民の理解のもとに施策が推進されることということで、政府に対して必要な法制上、財政上、税制上、金融上の措置を講じることを求めております。例えば、国等が講ずるべき基本的施策といたしましては、担い手の育成の確保でありますとか、国土及び環境の保全等の機能の発揮、それと適格な土地利用計画の策定等のための施策、それ

と都市農業のための利用が継続される土地に対する税制上の措置というのが都市農業振興基本法の14条にも規定されております。そのほかにも基本的施策というのがございますが、こういうような形で市街化区域内の都市の農業振興につきましても、国、あるいは地方公共団体がこれから施策を展開する上で特別措置法が制定されるということで、これからいろんな国からの施策、支援というのが出てくるのではないかと考えております。以上でございます。

○会長　　ほかいかがでしょうか。

○委員　　明石市の状況、いわゆる都市計画から考えると、とりあえずこの1,000平方メートルと、要件緩和のお話もあるんですけども、1,000平方メートルの格好でとにかく出発してもらいたい。今事務局のほうにお聞きしたいのは、要件をこのように出発したもののやはり問題があるなということであれば、要件を見直すという考えはありますか。

○会長　　はい。

○都市計画課　事務局といたしましては、パブリックコメントもごございますように、いろいろな意見を制度導入前からいただいております。ただ、早期に一度導入させていただいて、我々としても今後の指定状況や農業者の方々の声というのを聞かせていただいて、その上で検証させていただいた上で、この要件等についても考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○会長　　はい、どうぞ。

○委員　　1,000平方メートルというような形でやむを得ないなと思ったりはしているんですけども、ただ、大変厳しい要件があります。私も兼業農家でありまして、30年間間違いなくやるというようなことで聞くところによりますと、他の地域では、せつかく指定されておきながら解除になっているということも聞きますが、それはどういう理由からでしょうか。

○会長　　はい、事務局。

○都市計画課 途中で農業従事者が亡くなられたときにつきましては、その後の
手続といたしまして、市への買い取り申し出をするということになっております。そ
れで買い取りの申し出が成立しなかった場合などに生産緑地地区の指定を30年待た
ずして解除になっているところが出てきております。

○会長 はい。

○委員 そういうことならせっきやく指定した以上は30年きちんと守ってもら
うというのが条件だと思います。私たち、この都市計画審議会といたしまして、やはり
税金のことがあります。市街化区域でありますから、それ相当の地域によっては税金
になると思いますが、それを免除といいますか軽くしていくというふうなことであり
ますから、やはり今とりあえずは多分急いでおられる人もおられると思いますので、
要件は1,000平方メートルで、やむを得ずそういう格好で出発してはどうかなど
いうふうな思いを持っております。

○会長 はい、ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 毎年、温暖化がどんどん加速されているこのごろですので、生産緑地と
いう制度はある意味では必要なんじゃないかなということは思うんですけども、た
だこの30年間継続、そこは私はネックじゃないかなと思うんですね。やっぱり先を
見ると言っても、10年ぐらいいせいぜい見れても30年というのは私も農家をやっ
たことがないのでえらそうなことは言えないんですけど、私がもし農家をやっ
ていて30年後までというのはちょっと申請に手を挙げるのに勇気がいるということを感じ
ます。これは法律で決められた30年というのは変えられないのでしょうか。例えば、
10年とかに変えられるのだったらある程度の方も勇気を持って申請されるんじや
ないかなという気はするんですけども、いかがでしょうか。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 30年といいますのは生産緑地法の10条の中で、30年間は農

業は続けるという規定になっておりますので、これを20年とか10年とすることはできないということをご理解していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 この経過の一番初めに平成23年1月にJAあかし及びJA兵庫南から都市計画振興のための嘆願書が提出とありますね。ということはこの生産緑地地区制度についてJA側から早くしてほしいと嘆願書があったということですか。

○都市計画課 平成23年1月にJAあかし及びJA兵庫南から「都市農業振興のための嘆願書」というのを提出いただきまして、その中には3点ございまして、まずは生産緑地地区制度の導入、そのほかに都市農業の振興の予算措置、それと固定資産税都市計画税の減免及び増額の抑制の措置という3つの項目に対して要望があったということです。その中の1つとして生産緑地地区制度導入の要望があったということです。

○委員 わかりました。それで嘆願書があったからそういうことをしましょうかとやった、ところが開いてみるとJAの各組合員さんの実際にやっている生産者の中からいろんな意見が出て、まとまってないというのが今の現状だと私は委員さんの意見を聞いて思ったんです。それってちょっと僕にしたらおかしい、先にJAの組合員さんの意見を聞いてから嘆願書を出すべきであるんじゃないかと。進みかけて、いざ開いてみてこういう生産緑地してくださいと言うたら、生産者の方が納得されていない現状でおられるみたいですよ。そうすると審議委員会として緑地制度を早くしたい、早くしたいという市側はわかるけど、その早くしたいというのは一体誰が早くしたいのか。JAと市側で実際にやっている生産者が早くしたいのかどうかというのが、ちょっとわからなくなってきました。だから今早く導入していいかどうか、ちょっと迷ってます。済みません、そんな感じです。

○会長 はい、ご意見として承ります。

はい、どうぞ。

○委員 平成23年1月にJAあかしとJA兵庫南から嘆願書が出たということなんですが、恐らく農業関係者の皆さんは今ある法律そのものを見て、ぜひやってほしいというふうに判断されたと思うんです。ところが明石が考えているのはその法律よりも厳しい内容になっているというところでいろいろとご意見があるのかなというふうに理解しているところであります。委員のお話の中で、農業者の理解は進んだのかというところだったのですが、これはご理解いただけたと言い切れる状況ではないというふうに理解していいんですか。

○会長 はい、事務局。

○都市計画課 生産緑地地区制度そのものの早期導入ということのご理解はいただいているということです。ただ、それぞれ農業者さんの中でも要件について緩和の要望があるということでございます。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 ということは恐らくこの生産緑地地区制度の導入について、これを早くしてほしいということについて、反対の方というのは農業関係者の方も含めてほとんどいないんじゃないかなと、そういう状況だと思うんですね。ですから、やることについてはぜひやってほしいということなんだけれども、問題は市が今考えている制度の中身ということだと思います。前も聞いたんですけど、市街化区域内の農地は何筆あるんでしたっけ。

○都市計画課 明石市内の市街化区域内農地といたしましては、全てで5,888筆でございます。それと277ヘクタールが市街化区域内農地という状況でございます。

○委員 5,888筆あると。これ、1,000平方メートル以上で見たら、何筆になるのですか。

○都市計画課 664筆と把握しております。

○委員　　すごい差が出るんですね。500平方メートルにするともっと増えると思うんですが、そういう意味で農業関係者の方に少しでもこの制度が幅広い農業関係者の皆さんで使える制度にしてほしいということで、法律どおりの制度にしていだけないかというふうなご意見をお持ちだと思えます。ただ前回も議論になって、今回も一部そういうお話なんですけど、結果的にこの制度を導入することによりまして農業者支援にはなるけれども、そもそもこれは都市計画の問題であって農業振興、農業政策ではないということなんですね。そういうことなんですけど、パブリックコメント44名の方から110件の意見が出たということなんですけど、44名のうち農業関係者以外の方はどれぐらいいらっしゃるんですか。

○会長　　はい、どうぞ。

○都市計画課　　農業関係者かどうかということは問うておりませんので、そのうちどれだけが農業関係者であったかということは、今ちょっとお答えすることはできません。

○委員　　そうですね。私も農業関係者の方がどれぐらいパブリックコメントで意見を寄せられたのかなというふうには考えたんですが、わかりませんよね。そういうふうには問うてませんよね、そういう条件をつけてないですから。ただ、私いろんな方とお話ししている中で、パブリックコメントに意見を出したという方に出会うことがありまして、その方全員農業関係者じゃないんですよ。農業関係者じゃない方がこの生産緑地地区制度の導入について、パブリックコメントを寄せておられる。しかも早期に導入すべきやという立場の意見であって、なおかつ法律の500平方メートルという要件にするべきちゃうかという意見を述べられた。確かに、農業振興、農業政策ではないかもしれませんが、農業関係者ではない方々が都市計画の観点で意見を述べられているとちゃうかなと。そこは無視できへんのちゃうかなと思えますね。ですから、これは市の今考えている要件はやっぱ厳し過ぎるのと違うかというのは私の意見であります。ちなみに44名から110件の意見というのは、これは

通常市がよくいろんなことでパブリックコメントやっていますけども、他のパブリックコメントと比較して多いんですか、少ないんですか。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 ほかのパブリックコメントとの比較は難しいですけど、都市計画道路見直しのパブリックコメントと比較するとこちらは多いという感じはするということでございます。

○委員 議会ではいろいろな制度、条例についてパブリックコメントやりますが、多くのパブリックコメントで意見は0件、1件、2件というのが報告で上がってきます。都市計画道路であれば全市的な問題だと思うんですね。生産緑地地区制度というのは、一見すると農業関係者だけのもののように見られがちですが、全市的に通常のパブリックコメントよりもたくさんの意見が寄せられたというところから見ましても、今市が考えている制度をこのまま進めるのはいかがなものかというふうに考えているところでございます。

最後にこれは明石市生産緑地地区の指定及び管理に関する要綱ということになっておりますけれども、要綱の最終判断をされるのはどなたですか。

○会長 はい。

○都市計画課 要綱の最終判断は明石市ということでございます。

○委員 明石市が判断するという事は市長の判断ということによろしいですね。

○会長 はい。

○都市計画課 市の判断ということでございます。

○委員 はい、結構です。

○会長 ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 これは私の意見ということで、それぞれ立ち位置が全然違いますので、都市整備の立ち位置と農業振興という立ち位置でなかなか議論しましても接点がない

と思うので、意見だけを申し上げたいんです。私も今回初めて参加させていただきまして、今までの経過も聞きながら来たわけなんですけれども、やはり先ほど来、意見が出ておりますように私の正直な感想で言えば三大都市圏がやはり500平方メートル以上であり、なおかつ所有者も複数の所有者でこの500平方メートルを賄うという形のものでありながら、今回、市としては1,000平方メートルであり、なおかつ所有者が1名というようであるならば、本当に倍ぐらい違うわけですから非常に高い。都市整備という観点からいけば、確かに街区公園ということで、1,000平方メートルぐらいは公園としては要するというのはわかるんですが、やはり例えば防災・減災、この観点から行きますと、500平方メートルでは役に立たんのかという話になったら、そんなことはないと思うんですよ。500平方メートルも立派に防災・減災、例えば貯水池であるとか、いろんな形で都市整備に関しましても役立つような土地利用が僕はできると思います。先ほどありましたように、まずはやってみるということでの決意もかたいようなんですけれども、ぜひ、私いつも言うんですけれども、現場の声をしっかりと市民なり農業者なりを聞いていただき不備があるならば、早急に見直し、より多くの人々の要望にこたえるような形にぜひしていただきたい。我々人間、知恵があるわけですから、必ずしも都市整備の観点からだけでこうなんやということではなくて、農業の営農ができる、なおかつ都市整備においても防災・減災ができる両方、兼ね備えていけるようなお互いに知恵を発揮していただきたい。そのことをぜひとも認識していただいて、今後対応していただきたい。このことを意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

○会長 はい、ご意見として承ります。ほかはいかがでしょうか。

○委員 市の説明を聞けば聞くほど1,000平方メートルで押し通す理由がわからなくて、疑問がわいてくるんですけれども、一番やったらいけないことは「後で見直します。」というアバウトな表現で、あたかも要件緩和の方の意見も聞く余地があるような振りをして、結局見直さないということを我々許してはいけないと考えて

ます。そこで聞きたいのは、まず関係者の意見がなかなかいろいろある中で、なぜ急ぐのかというのを教えてください。私は、ここまでとまらない以上は急いで導入する必要はないんじゃないかと考えておるんですけど、いかがでしょうか。

○会長 はい、事務局どうぞ。

○都市計画課 今回、生産緑地地区制度を導入することによりまして、当然減免措置ということが念頭にあります。生産緑地地区制度を導入させていただくことによりまして、まず、その減免措置を特に大規模で土地をお持ちの農業者さん、特にその中で農業を頑張っていこうという方々がいらっしゃるという事実もございます。そういう方々について、できるだけ早く生産緑地地区制度の導入というのは必要ということでございますので、それがどんどん遅れていくということがないように、我々としてはできるだけ早く生産緑地地区制度の導入を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○会長 はい。

○委員 余り答えになってなくて、あと664筆の1,000平方メートル以上の市街化農地があって、実際にまずやってみようの考え方でやって、どれぐらいの申請の見込みが立っていて、どれぐらいの件数だと見直しの余地が生じてくるのかを教えてください。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 具体的な件数の要件だけでの見直しということではなくて、今後、生産緑地地区制度の導入につきまして、都市計画の生産緑地地区制度だけではなくて、先ほども申しましたように農業支援の側面といたしましては、都市農業振興基本法が制定されて、今後その市街化区域内農地の本当の農業支援ということもございまして、我々としてはそういうことも一体となって、市としての都市計画としての市街化区域の生産緑地地区制度の導入と合わせて、件数とかそういうのだけではなくて実際にやってみた中でいろいろな声とか、そのほかのいろいろな制度のできるとか、そう

いうことも含めまして検証、見直しを図っていきたいと考えております。

○委員 全然納得いかないんですけど、別の視点でまた聞きますが、都市計画としての観点で一生懸命この制度を考えていく中で、都市のうるおいが、市街化区域が全部まちにならなくても、その中に農地があることでまちの部分の質も上がると、災害に対する効果もあるという中で、先ほども少し発言がありましたけれども、うるおいのある良好な都市環境をつくろうとこの制度があって、ほとんど申請がなかったら全然良好な都市環境に資さないわけですよ。その中で500平方メートルでは災害であるとか、都市の良好な環境というのはつukれないのかというところが疑問です。疑問に答えてください。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 先ほどから説明させていただいてますように、ちょうどこの生産緑地地区制度といいますのは、良好な都市環境の形成に資することということでございます。それでも500平方メートル以上の土地について、生産緑地地区制度の要件に合わないかということも言われておるんですけども、例えば狭小な農地について30年間の農地としての保全義務、それと逆に言いましたら、本来市街化区域内というのは市街化を図る区域でございます。その中で、土地的に狭小な農地の営農を認めることによって秩序ある市街地の形成を阻害するようなことが一方で考えられるということでございます。そういう観点から、今回1,000平方メートルという要件を設定させていただいております。以上でございます。

○会長 はい。

○委員 お隣の神戸は三大都市圏で500平方メートル要件だと思うんですけども、法律で区切られているのは神戸と明石の間に区切られてますけれども、実際にどうなんだというので、同じような住環境だと考えているんですね。ひょっとしたら神戸のほうが広大な農地があるエリアが多い。そこでわざわざ法律で決まっている500平方メートルに上乗せするほど神戸と明石で違うのだろうかという、そもそもの疑

間があるんですけれども、法律で三大都市圏どうこうというのは抜きにして、そんなに環境が違うものですか。

○都市計画課 先ほど説明の中で、神戸市のような三大都市圏につきましては、平成3年の税制体制及び生産緑地法の改正により市街化区域内の農地は生産緑地地区の指定を受け、農地課税となるか宅地課税となるかということの選択は迫られて、平成3年の法改正の後すぐに平成4年度にその選択を迫られた事情がございます。そのため、神戸市等につきましては都市計画の観点からの運用を検討する期間もなく、こういうような指定に至ったという背景がございます。その三大都市圏以外のところで、その後20年以上たっておりますが、生産緑地地区制度を本格的に導入したというのは、4市ほどしかございません。その中で、その4市につきましても全て1,000平方メートルという要件を入れております。あくまでもこれは都市計画の良好な都市環境を保全するという目的で導入しておりますことから、こういう1,000平方メートルという要件を設定させていただいております。

○委員 良好な都市環境とは何だという議論はもちろんあるんですけど、少なくともそういう目的があって、制度導入して申請がなかったら意味がないですね。私はほとんどないだろうと、非常に少ないだろうと考えています。都市計画としての観点でも私は500平方メートルが必要だろうし、農業支援の面を言うても、都市農業振興基本法に逃げるのは間違っている。そもそもこの都市農業振興基本法というのは大変アバウトなもので、自治体で後は決めなさいという内容ですから、そこにたらい回ししてしまうのは議会としてここに委員で出ている以上は、そんな縦割りの考え方で違う部署に責任を転嫁するようなことはできない。なので、やはり500平方メートルという要件、さらに接道要件も含めて緩和するべきだという考えです。それで、なかなかうまくできないのだったら、もう少し導入を見送ってもいいんじゃないかと。なぜなら見直しの前提が全くない中で、見直すかもしれませんというところで我々はそれを許すわけにはいかないという意見です。

○会長　　はい、ほかはいかがでしょう。

○委員　　済みません、僕もそのとおりだと思うんです。やってみて見直す。今、やってみて何か問題があれば見直すかもわかりません。今、やる前からこれだけ問題が出てると違えますか。そやのにやってから考えますというのはちょっと理解ができません。確かに生産緑地地区制度はあっていいと思うし、またあんなあかんと思うけど、実際に農地を持っている人が何をどう思って、結局公平、不公平、「大きいものはええわ、わしやりとうてもおられへん。」とお百姓さん同士のいろんな葛藤と30年も続けられようかということでもものすごく悩んでいると思います。大きい土地を持っている方で、10年はわしで、自分の息子まで絶対にせえ言うて、今この時点で決めれるかと悩んでいるお百姓さん、私の知り合いでもいました。「わし、狭いけど米ずつつくりたいし、自分の米つくりたいと言うとるねん。そやけど500平方メートルしかないからあかんわ。」と言うて、つくれることはつくれるけど、税制面でこれだけ差があるというそれをやっぱりある程度していかなとちょっと、早くするのは無理かなとは思いました。

○会長　　はい、ご意見として承りました。

はい、どうぞ。

○委員　　いろいろと意見が出まして、やっぱり1,000平方メートルで都市整備の指定になって良好な都市空間が確保できるとか、500平方メートルやったらだめだというのはおかしいというような、確かに防災上の問題も含めて、都市緑化の問題も含めて500平方メートルではだめで、1,000平方メートルやったらいいんやということちょっと矛盾があるというような話が多かったと思いますね。私は改めまして今回の生産緑地地区指定の要件に関しましては、国の基準に照らし合わせて法律の裏づけとなる生産緑地法第3条の指定要件、これをベースに見直していただくことを委員の一人として意見として申し添えます。よろしくお願いします。

○会長　　ご意見として承ります。

はい、どうぞ。

○副会長 失礼いたします。いろいろとご議論あるかと思うんですけども、先ほどから神戸市の事例などもお話が出ていたかと思います。三大都市圏の生産緑地地区制度導入ということで、平成4年からということなんですが、その中でいろいろと30年営農というところで解除という事例も非常に多く出ているというふうに聞いております。やはり、今回の生産緑地地区制度というのは都市計画の一つの制度で、そして都市計画と言ったときにやっぱり長期的な視点で都市空間としてどうあるべきなのかというところを議論していくべきなのかなと。先ほど500平方メートルなのか、1,000平方メートルなのかという話があるんですけども、やはり継続的な営農ということを考えたときに今現在、数十年前から始まっている三大都市圏の事例などもしっかりと見て、そして明石市としてどういうふうにしていくのかということを考えていくべきではないかなというふうに考えます。意見ですが、以上です。

○会長 はい。はい、どうぞ。

○委員 500平方メートルの小さな農地では営農が継続できないかのような発言があったんですけども、明石の特性としてやはり都市農地なんですね。そこで一般的に言われているとおり、明石の都市農地は小規模で分散されている。何代も続いている農家でも1,000平方メートルないところはあります。続ける意思があっても、1,000平方メートルない。自分の持っている農地を合わせたら、1,000平方メートルあるけれども、一団の土地ではないからこの制度が当たらない。そのせいで営農が継続できないことも十分にある。明石の現状を鑑みますと、やはり500平方メートルという意見になったというのを申し添えておきます。

○会長 はい。

○委員 私も意見を申し上げておきたいと思いますが、今もありましたように明石にはやっぱり明石の特性というのがあると思うんですね。500平方メートルという小規模な農地というのが500平方メートル以上、500平方メートルから1,0

00平方メートルの間の農地というのが非常に多いというふうに思うんです。そんな中で、農地の役割、農業振興、農業政策という話をちょっと横に置いておいたとしても都市計画上の話。市民の皆さんからそういう意見が出てきた中に、防災の視点というのがあるんです。明石はいっぱい宅地がありますけれども、住所の小字を見ていただいたら、その場所がもともとどういう場所だったのかということが容易に想像できる場所がいっぱいあるんです。それは何かといいますと、もともと農地やったところ、ため池やったところということですね。それから宅地の中に市街化区域内の今も残っている農地というのが、古くから農地として活用されてきたところであって、周辺の宅地ももともと農地やったわけです。それが昨今のゲリラ豪雨のようなものがあって、浸水被害が出てますけれども、その浸水被害が今後拡大するという点を見ても農地が宅地になってしまうとか、農地がなくなってしまうということは非常に大きな問題ですね。ですからそういう点で言いましても、1,000平方メートルという厳しい内容にせず、500平方メートルという法律どおりの基準で、私は考えていくべきだなというふうに思います。ですから、今の明石が考えている制度というのは厳し過ぎるというふうに意見を申し上げておきたいと思います。

○委員 一都市計画学者の意見としてお聞きいただきたいんですけども、前回も申し上げたかもしれませんが、生産緑地地区制度が都市計画の中に導入されるときに都市緑地としての規模ということは当然議論の中にありました。当初は1ヘクタール以上というのが都市計画としての基本的な考え方があります。そのことだけは申し上げておきます。

○会長 随分議論が出ているんですが、ここで議論が煮詰まってまいりましたので、5分間ほど休憩をとらせていただきたいと思います。

暫時、トイレ休憩ということにいたします。

(休憩)

○会長 それでは会議を再開したいと思います。

ご意見はほぼ出尽くしたかという感じがしております。これらを受けて、市としての考え方の表明をお願いします。

○都市計画課 いろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございました。我々としても、あくまでも生産緑地地区制度というのは都市計画の観点からいろいろな意見を真摯にお聞かせいただいで、そして都市計画でよりよい市街地形成に資する生産緑地法に基づく指定ということで考えてきました。今回、要件について多数のご意見をいただきました。そうしたことも含めまして、我々といたしましては生産緑地地区制度の導入ということは、都市環境を守る上で必要な都市計画上の制度ということを理解しておりますので、この要件でもって、まずは制度を導入させていただきたいと思っております。ただ先ほども申しておりますように、こうした意見を踏まえ、そして実際にやっていった中で、本当に真摯な形で見直し、あるいは検証等を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○会長 これは協議事項でございます。生産緑地地区制度の導入自体についての反対のご意見はなかったというふうに理解しております。ただ、要綱の中の要件についてのご意見はさまざまにございました。その上で、市のほうで今ありましたように、早期に導入すると同時に導入後の指定状況の検証を重ねていくということの答弁もあったところでございます。この審議会としましては以上をもちまして、協議の取りまとめということにしたいと思っております。これは了承するとか、了承しないとかいうことではございません。先ほど申し上げました生産緑地地区制度の導入についてはご意見はなかったものとして取りまとめさせていただきます。

今後の取り組みについては、案件として出てまいりますのはこの制度が導入されますと、具体的な指定ということの段階になって、案件として上ってきます。以上のように取りまとめさせていただきます。

それでは、時間が少し押しておりますけれども、お手元の議事次第に戻らせていただきます。

報告事項でございます。まず、①第7回線引き見直し等についてでございます。説明をお願いします。

○都市計画課 線引き見直し等につきましては、当審議会におきまして、平成26年2月に第7回線引き見直し等を進めていく旨の報告をさせていただきました。平成26年8月には、明石市線引き見直しの考え方や変更検討地区などを報告し、平成26年11月には閲覧結果を報告させていただきました。

今回は、兵庫県から都市計画区域マスタープランが示されましたので、その内容や今後の予定をご説明いたします。

①第7回線引き見直し等についての資料をご覧ください。

1から3ページが線引き見直し等の体系や、都市計画区域マスタープラン、現在までの取り組み経緯、今後の予定などをまとめております。4から5ページは東播磨地域都市計画区域マスタープラン素案（概要版）です。

説明は、前面のスクリーンにより行いますので、お手元の資料については適宜ご参照ください。

まず経緯ですが、兵庫県では社会情勢の変化に対応するため、線引き並びに都市計画区域マスタープラン等を概ね5年ごとに見直しているところでございます。前回の第6回線引き見直し等は、平成22年4月に行われ、第7回線引き見直し等は、平成28年3月の都市計画決定告示を予定しております。

こちらは、線引き見直し等を体系的に表示したものです。左側の都市計画区域マスタープラン、線引き見直し、都市再開発方針等は、兵庫県が定めるもので、右側の明石都市計画マスタープランなどは、明石市が定めるものとなっております。

線引き見直しや都市再開発方針等は、各市町からの案の申し出により、兵庫県が取りまとめ県素案を作成し、都市計画手続きを進め定めていくものです。

続きまして、現在までの取り組みの経緯です。平成25年度には当審議会にて第7回線引き見直し等を行っていく旨をご報告させていただきました。

平成26年度は、線引きや都市再開発方針等の見直し検討地区などを市素案として市民に公表させていただきました。その結果、意見の提出はなく、適宜取り組み状況などを当審議会に報告させていただきました。

平成27年度は、市民への閲覧結果とともに、市素案として都市計画の案となるべき事項を兵庫県へ申し出を行いました。その後、兵庫県が各市町からの申し出を取りまとめて、兵庫県素案を作成し、都市計画区域マスタープラン、線引き、都市再開発方針等を公表いたしました。そして7月に説明会、8月に公聴会を行ったところでございます。

次に、このたび兵庫県から示されました都市計画区域マスタープランをご説明させていただきます。都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のことで、広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものでございます。見直しのポイントは総合的な治水対策の推進や津波対策などの推進による災害への備えの強化、地域主導による魅力的な都市づくりの促進、持続可能な都市構造のイメージの提示でございます。

次に構成です。第1基本的事項として、地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示し、明石市都市計画マスタープランの指針となるといった役割や、平成52年の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成32年としていきます。

第2本件の都市づくりの基本方針です。総合的な防災・減災対策などによる安全・安心な都市空間の創出、地域資源を生かすことや民間投資の誘導など、地域主導による魅力的な都市づくり、各拠点の特色を生かした都市機能の分担と拠点のネットワークによる持続可能な都市構造の形成などを基本的な方向としております。

最後に第3東播磨地域の方針です。都市機能の維持・充実に資する地域拠点としてJR・山陽電鉄明石駅周辺を位置づけております。また、市街化区域内農地の保全・活用による都市と緑・農が共生したゆとりある土地利用の促進、明石駅周辺における市

街地再開発事業の促進、長期未着手の道路や公園などの都市計画施設の見直しなどとしております。

詳細の内容につきましては、4、5ページの概要版を後ほどご参照いただきたいと思います。

最後に今後の予定です。県が都市計画法に基づく変更手続きを進め、手続きの中で県から市に対して意見が求められますので、市の都市計画審議会へ事前説明や諮問を行い、平成28年3月に都市計画決定告示を予定しております。

以上で、第7回線引き見直し等について説明を終わらせていただきます。

○会長 はい。第7回線引き見直しについての報告がございました。討議の中心となりますのは、いわゆる都市計画区域マスタープランでございます。かつては整備、開発及び保全の方針と言っていたものでございます。

よろしゅうございますでしょうか。これは明石市だけではなくて東播都市計画区域としてでございます。

はい。それではもう1点、②都市計画道路の見直しについて説明をお願いします。

○都市計画課 都市計画道路の見直しにつきましては、当審議会において、平成24年10月に見直しを進めていく旨をご報告させていただき、平成26年度には、明石市都市計画道路の見直し方針の策定や廃止候補路線に対するパブリックコメントの結果や廃止に向けて都市計画手続きを進める路線について報告させていただきました。

今回は、廃止する路線についての都市計画変更素案の内容、説明会の実施報告や今後の予定などをご説明させていただきます。

②都市計画道路の見直しについての資料をご覧ください。

1から2ページに現在までの取り組み経緯や都市都市計画変更素案の内容、今後の予定などをまとめております。3ページは位置図、4から9ページは各路線の詳細の図面となっております。

説明は、前面のスクリーンにより行いますので、お手元の資料については適宜ご参照願います。

長期未着手の都市計画道路につきましては、平成26年12月に明石市都市計画道路見直し方針を策定し、必要性の検証と段階的な見直しを進めているものです。

現在までの取り組み経緯ですが、平成24年度には当審議会では兵庫県のガイドラインに基づき、都市計画道路の見直しを進めていく旨を報告いたしました。平成26年度には、明石市都市計画道路の見直し方針を策定するため、パブリックコメントを行い、特に意見の提出がなく、平成26年度12月に見直し方針を策定いたしました。それに基づき、抽出された廃止路線候補について、パブリックコメント及び説明会を行い、地元での合意形成に時間を要している二見臨港線と二見尾上線を除いた路線について廃止に向けた都市計画手続きを進める路線として確定いたしました。その後、都市計画変更素案を作成し、平成27年8月27日から9月1日までの間に市内4カ所で説明会を実施させていただきました。その結果、廃止時期や存続路線の今後の進め方などに対する質問や、自転車や歩行者の安全な通行に関するご説明などがございました。

こちらは、都市計画変更素案として廃止する区域の位置図です。東から順番に、山下町線、西海岸線、林崎線、大坪線、王子線、大久保石ヶ谷線、江井ヶ島松陰新田線、長坂寺線、住吉公園前線、以上の9路線でございます。

現道が県道である江井ヶ島松陰新田線や、国道の区域内である播磨中央幹線は、兵庫県が決定する路線で、その他の路線は明石市決定となります。

続きまして、各路線の詳細についてご説明させていただきます。

山下町線です。山下町線につきましては、全区間を廃止いたします。

港町から林2丁目を東西方向につなぐ西海岸線です。明石川から西の一部区間を廃止いたします。

林崎線です。これも県道明石高砂線から南の一部区間を廃止いたします。

王子線です。国道175号から西の一部区間を廃止いたします。

大坪線です。川西線から西の一部区間を廃止いたします。

江井ヶ島松陰新田線です。県道明石高砂線から南の一部区間を廃止いたします。

大久保石ヶ谷線です。江井ヶ島松陰新田線から北の一部区間を廃止いたします。

長坂寺線です。国道250線から南の一部区間を廃止いたします。それに伴い、播磨中央幹線の交差点部の一部区域を変更いたします。

住吉公園前線です。全区間を廃止いたします。

最後に、今後の予定です。兵庫県決定の路線である江井ヶ島松陰新田線及び播磨中央幹線について、今月中に市素案の申し出を行い、県が都市計画手続きを進めていくこととなります。その後は、線引き見直し等と同様のスケジュールで進み、平成28年1月ごろの当審議会で、県決定分については諮問、市決定分については付議を行い、平成28年3月の都市計画決定告示を予定しております。

以上で、都市計画道路の見直しについて説明を終わらせていただきます。

○会長 はい。都市計画道路見直しについての報告がございました。これもこれまで何度か報告を受けてきたところでございますが、ご質問、ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

○委員 資料に都市計画道路の今までの決定というのが書いてあるんですけども、ちょっと質問させていただきたいんですが、例えば林崎線ですけど、これ決定告示が昭和21年8月14日と書いてるんですけど、これはこのときに道路が都市計画道路として決められて、今現在までずっとこの都市計画道路ということで決められてたんですか。それでお聞きしたいことがあるんですが、もしそれならば結構長い間、都市計画になってたんですけど、ただ都市計画道路になってたということは制限があるんですよね。例えば階数も何階建てはいけないとか、主要構造部分は何にしなければいけないとか制限があるんですけど、ここまでの間にずっとこの周辺住民の方のお家がそういう制限を受けていたということは、住民の方たちの反対がなかったんで

すか。もっと早く見直してくれとかいう、そういうのはなかったんでしょうか。それをお聞きします。

○会長 はい。

○都市計画課 今回、ほとんどの路線が昭和20年代から30年代にかけてということで、60年、70年という制限がかかっております。そのためにこういう長期に制限がかかっている路線につきまして、やはり今後の都市計画としての位置づけが薄いところでありまして、そういうところについては制限は排除すべきというところがございます。特に早期に排除してほしいというような要望というのはいたゞいておりませんが、確におっしゃるように2階までとか、主要構造物が木造、鉄骨とかそういう制限がございますので、そういう制限をなくしていきたいと考えて、今回こういう廃止路線の都市計画の案を提案させていただいております。

○会長 よろしいですか。

○委員 済みません、ほかの市ではある程度見直しみたいに軽減がされているという市もあるんですけど、例えば何階建てをもう1階増やして建ててもいいですよというような、軽減ということをしている市もあるんですが、そういうことは明石市としては意見がないので、考えていないということですよ。

○会長 はい。

○都市計画課 軽減といいますのは、制限を例えば2階のところを3階まで認めるところがあるということは、例えば大都市圏のところにつきましてはやっぱり木造3階建てということも要望なんかありまして、そういう扱いをしているというところがあるというのは聞いております。ただ、明石の場合、そこまでの軽減の要望というのは聞いておらないところがございます。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。ほかはよろしゅうございますか。

はい、ないようでしたら以上で議題は終了でございます。

続きまして、4その他として事務局から報告等何かございますか。

○（事務局） 都市計画に関しましては、その他報告といったところは特にございません。

○会長 はい、それでは以上でございます。

長時間にわたり、非常に活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。これもちまして閉会といたします。

どうもありがとうございました。

（閉会 17時17分）